

# 平成31年（2019年）10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

## 軽減税率（8%）の対象品目

### 飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。



### 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

## 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



### 全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

## 区分経理による請求書等の記載

これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の発行や記帳などの経理（区分経理）が必要です。

総勘定元帳（仕入れ） (株)〇〇				
月	日	適用	借方	貸方
11	2	(株)△△ 雑貨	22,000	
11	2	(株)△△ 食料品※	21,600	

総勘定元帳（売上げ） (株)△△				
月	日	適用	借方	貸方
11	2	(株)〇〇 雑貨		22,000
11	2	(株)〇〇 食料品※		21,600

請求書	
(株)〇〇御中	平成××年11月2日
割り箸	550円
牛肉 ※	5,400円
.....	
合計	43,600円
(10%対象	22,000円)
(8%対象	21,600円)

※は、軽減税率対象品目 (株)△△

軽減税率対象品目を記号「※」や「☆」等で明らかにしておく必要があります。

## 免税事業者の方へ



免税事業者



免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



課税事業者から区分記載請求書等を求められことがあります。

区分記載  
請求書

## 軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局(中小企業庁)では、軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する**軽減税率対策補助金**による事業者支援措置を行っています。

軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。



- 軽減税率対策補助金に関する最新の情報は、「軽減税率対策補助金事務局」のホームページ([www.kzt-hojo.jp](http://www.kzt-hojo.jp))をご覧ください。  
また、中小企業庁のホームページ([www.chusho.meti.go.jp](http://www.chusho.meti.go.jp))の動画一覧サイトに、軽減税率対策補助金の説明動画が配信されておりますので、ご覧ください。
- 軽減税率対策補助金に関するご相談は、以下で受け付けております。  
**専用ダイヤル 0570-081-222**  
**【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)**

## 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
  1. 消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)  
**専用ダイヤル 0570-030-456**  
**【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)**
  2. 電話相談センター  
最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。  
税務署の連絡先は国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談)を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



QRコードから  
国税庁ホームページへ

国税庁ホームページの  
下段のバナーをクリック

消費税軽減税率制度